



お知らせ

葛飾区消費生活対策審議会委員を募集します

区の消費生活施策に関する重要な事項について意見を伺います。

【対象】 区内在住で月々金曜日の昼間2時間の会議に出席できる方3人

【任期】 2年間

【会議開催数】 年3回程度

【報酬】 会議1回当たり7千円

【選考方法】 面接

【申込方法】 所定の申込書を、12月9日(金)必着までに持参か郵送。

申込書は区ホームページからも取り出せます。

【申込書配布・申し込み・担当課】

〒124-0012立石5-27-1ウイメンズパル内消費生活センター
 ☎(5698)2316

住民基本台帳の閲覧状況を公表しています

区は公益性の高いものに限って、申請事由や目的を厳重に審査した上で、住民基本台帳の閲覧を許可しています。

平成28年4～9月に行われた閲覧のうち、法律で公表が義務付けられている閲覧状況は、区ホームページ

平成28年第4回区議会定例会

【日程】 11月29日(火)～12月15日(木)
 傍聴など、詳しくはお問い合わせください。
 【担当課】 区議会事務局 ☎(5654)8506

で公表しています。戸籍住民課でもその印刷物をご覧になれます。

【担当課】 戸籍住民課

(区役所2階217番)

☎(5654)8189

生活のしづらさなどに関する調査(全国在宅障害児・者等実態調査)にご協力ください

障害児・者などの生活実態とニーズを把握し、新たな福祉法制の実施における基礎資料とします。

12月中旬に調査員が調査地区内全世帯を訪問し、調査対象者がいる場合は調査票を手渡します。

調査結果を他の目的に利用することはありません。

【対象】 次のいずれかに該当する方

▽在宅の障害児・者(身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれかを所持)

▽難病と診断されたことがある

▽発達障害がある、または慢性疾患などの長引く病气やけがなどにより日常生活に支障を来している

【問い合わせ】 厚生労働省担当窓口

☎(5253)1111

(内線)3029

FAX(3502)0892

【担当課】 障害福祉課

葛飾区成年後見センターをご利用ください

成年後見制度のご相談は

【担当課】 福祉管理課 ☎5654-8243

成年後見制度とは

物事を判断する能力が十分でない方を支援するため、本人の権利を守る援助者(成年後見人・保佐人・補助人。以下「後見人等」)を選ぶことで、本人を法的に支えるための制度です。

本人や親族の方が家庭裁判所に申立てを行い、家庭裁判所が後見人等を決めます。後見人等になれるのは、親族の他、弁護士や司法書士、社会福祉士などの専門職、社会福祉協議会などの法人です。

どんな時に必要になるの?

- ▶ 本人が金銭管理をする判断能力が不十分(認知症、精神障害、意識不明など)で、金融機関でお金の出し入れができない
 - ▶ 相続が発生したが、相続人が認知症などで内容を理解できない
 - ▶ 知的障害のある子どもが成人し、財産管理を本人ができない など
- このような場合、後見人等が本人に代わって手続きを行います。

後見制度利用手続きの流れ

- ① 4親等内の親族(いない場合は区長)が家庭裁判所に申立て
 - ② 家庭裁判所で審理(1～3カ月)
 - ③ 審判が下りる
 - ④ 後見人等が登記される
 - ⑤ 後見等開始
- ※申立てに必要な書類は葛飾区成年後見センターで配布しています。
 ※親族の方などが後見人等に立候補することはできますが、家庭裁判所において、必ずその方が選任されるとは限りません。

必要な費用

- 申立て費用**
- ▶ 手数料 6,600～7,500円
 - ▶ 鑑定費用(医師による本人の判断能力の鑑定が必要な場合) 5～10万円
- 後見人等への報酬**
- 本人の財産から後見人等に報酬が支払われます。本人の財産状況と、後見人等の活動内容によって家庭裁判所が金額を決定します。

市民後見人養成講座説明会を開催します

認知症などによって判断能力が十分でない方を身近な地域で支える市民後見人を養成する講座(全6回)を、2月7日～3月14日の火に開催します。

受講を希望する方は、必ず説明会に参加してください。

説明会の後日、作文・面接選考を行い、受講者を決定します。

【説明会日程】

①11月29日(火) ②12月12日(月) いずれも午後2時～3時30分。各日とも同じ内容です。

【対象】 区内在住20～65歳の方

【申込方法】

電話で①は11月28日(月)午後5時まで、②は12月9日(金)午後5時まで。

【会場・申し込み】

葛飾区成年後見センター(堀切3-34-1 ウェルピアかつしか内) ☎5672-2833

葛飾区成年後見センターの事業

訪問援助事業

【対象】 おおむね65歳以上の方か障害などのある方で、金銭管理や福祉サービスの利用などにお困りで、契約および意思の確認が可能な方

【内容・費用】

- ▶ 福祉サービスの利用援助
 介護サービスの利用手続きのお手伝いなど 1時間1,000円または1,500円
- ▶ 日常的な金銭管理サービス
 預金の払い戻し、税金や家賃の支払い、年金の受領手続きなど
 1時間1,000円または1,500円
- ▶ 通帳などの預かりサービス
 自宅に置いておくことが不安な預金通帳や実印などの貸金庫でのお預かり 月額1,000円

専門相談

成年後見制度の利用や、遺言・相続、福祉サービスに関する権利侵害などの専門的な相談に、弁護士・司法書士が応じます(1回40分)。

【日時】

- ▶ 毎月第2木曜日(司法書士) 午後1～4時(祝日を除く)
- ▶ 毎月第4木曜日(弁護士) 午後1～4時(祝日を除く)

【申込方法】 電話か窓口で。

【申し込み】 葛飾区成年後見センター(堀切3-34-1 ウェルピアかつしか内) ☎5672-2833

出張相談

区民相談室(区役所2階209番)で成年後見制度に関する相談をお受けします(1回50分)。

【日時】 毎月第2・4火曜日午前10時～正午(祝日を除く)

【申込方法】 相談日2週間前の同一曜日の午前9時から電話か窓口で。

【申し込み】 葛飾区成年後見センター(堀切3-34-1 ウェルピアかつしか内) ☎5672-2833

葛飾区成年後見センター ☎5672-2833

所在地	堀切3-34-1 ウェルピアかつしか内
開所時間	月～金曜日/午前8時30分～午後5時 (祝日、年末年始を除く)
交通	電車 堀切菖蒲園駅・お花茶屋駅 徒歩13分
	京成タウンバス ▷(有70)「ウェルピアかつしか」下車 ▷(新小51)「堀切中学校」下車徒歩3分
	レインボーかつしかバス (有71)「ウェルピアかつしか」下車

